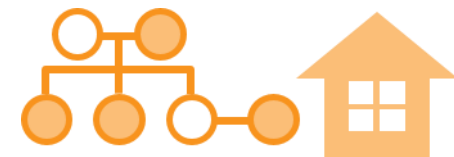


# ○遺言書に基づく相続



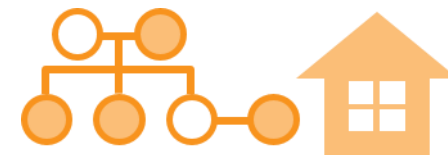
## 遺言書でできること

- 民法で定められた法定相続と異なる相続割合を決めること
- 誰が何を相続するか、遺産分割の方法を決めること
  - ＜例＞ 自宅は配偶者に、預貯金は兄弟で折半とする  
自宅を売却して、現金で均等に分配する
- 特定の相続人を廃除（相続人から除く）すること
- 定められた相続人以外のものに財産を遺贈すること
- 遺言執行者の指定等
- 自分の想いを遺せる（トラブル防止目的） etc...

## 遺言書の作成方法

- 誰に何を相続させるか  
(遺留分に備え、相当する金銭等を準備できるようにする)
- 遺言書の保管方法はどうか（自宅、専門家）
- 遺言書の内容を実現する人（遺言執行者）を定めるか
- 自分の想いを遺言書に込める（遺言書は最後の手紙）

# ○遺言書作成の注意点



遺言書には法律で決まった作成方法があり、下記の2つの方法がよく使われます。

	① 自筆証書遺言	② 公正証書遺言
必要な手続	遺言者が自分で筆をとり、 <u>遺言の全文・日付を自書し、署名、押印をすることが必要</u> です。	公証人が遺言書を作成する方法です。 公証人の他、2人の証人が必要となります。
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● 気軽にいつでも遺言書を作れます。</li><li>● 筆記用具や用紙には特に制限はありません。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 適格で完全な遺言書を作成できます。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● それぞれの要件は非常に厳格です。     &lt;例&gt; パソコンで作成したり、日付を年月日までが特定できるように記入しなかったり     （例えば「平成23年9月吉日」は不可）した場合には無効なものとなってしまいます。</li><li>● 作成者が保管するので、改ざん、偽造の可能性があります。</li><li>● 遺言の内容を実現するには、事前に家庭裁判所の検認手続が必要となります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● それなりの費用が必要となります。</li></ul>